

岐阜市PTA連合会 表彰規程

平成29年2月13日 改定

令和5年9月11日 一部改定

1 目的

この規程は、岐阜市PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの及び児童生徒で他の模範となる著しい善行が認められるものに表彰状及び感謝状を贈り、本市教育に寄与することを目的とする。

2 被表彰者

被表彰者は、個人または団体とする。

3 表彰の範囲

*個人：会員または前会員、元役員、教職員及び児童生徒

*団体：単位PTA

1) 個人の表彰について

(1) 会員及び教職員の表彰

ア. PTAの使命遂行につくし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なもの。

イ. その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの。

(2) 児童生徒の表彰

ア. 児童生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為のあったもの。

イ. 有益な調査・研究、発明または工夫・考察をなしたもの。

(3) 個人で、過去に本会の表彰を受けたものは、再度表彰をしない。

2) 団体の表彰について

(1) 単位PTAが独自のテーマのもとに実践に取り組み、顕著な成果を収め、他の模範とするに足るもの。

(2) 単位PTAが岐阜県PTA連合会からの研究委嘱を受け取り組み、その成果を発表し、他の模範とするに足るもの。

(3) 単位PTAが、その運営、活動等において、功績顕著で、他の模範とするに足るもので、ブロックから推薦されたもの。

(4) 団体表彰に関しては、過去の表彰を受けたか否かを問わない。

4 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与する。

5 表彰の時期

表彰は、岐阜市PTAフォーラムで実施する。

6 表彰の手続き

1) 表彰の手続きは、単位PTA（またはブロック）から岐阜市PTA連合会に内申書を提出する。

岐阜市PTA連合会表彰内規に基づき、選考委員会で書類審査のうえ決定する。

2) 表彰の内申基準は、別に定める。（「表彰内規」参照）

3) 内申の様式（区分）については、次の事項を調査のうえ記入する。

(1) 個人表彰（会員、教職員）

ア. 氏名、住所、単位PTA名

イ. PTAに関する経歴

ウ. PTA活動に関する功労及び篤行顕著と認める具体的な事項

エ. その他、参考となる事項

(2) 個人表彰（児童生徒）

ア. 氏名、学校名、学年

イ. 篤行あるいは有益な調査・研究、発明または工夫・考察を顕著と認める具体的な事項

ウ. その他、参考となる事項

(3) 団体表彰

- ア. 団体名と所在地
 - イ. 代表者名<PTA会長氏名>
 - ウ. 設立年月日
 - エ. PTA組織と沿革
 - オ. 実績顕著と認める具体的な事項
 - カ. その他, 参考となる事項
- 7 内申書の提出期限
岐阜市PTAフォーラム開催日の約一か月前までとする。(期日は別に通知する)
- 8 選考委員会
本委員会は、本会の会長、副会長及び必要と認める場合は、会長の委嘱するものをもって構成する。
- 9 選考基準
本会の表彰は、公正にして正義あるものとするために、慎重に期し、会員の意見を十分に反映するものをもってする。

附 則

この規程は、昭和40年10月14日から実施する。

- 2 この規程は、昭和59年 4月 1日から実施する。
- 3 この規程は、平成12年 4月 1日から実施する。
- 4 この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。
- 5 この規定は、令和6年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 表彰内規

平成29年2月13日 改定
令和4年5月9日 一部改定

- 1 内規の意味
この内規は、岐阜市PTA連合会の表彰についての細則と単位PTAから表彰申請をする場合の個人及び団体の内申基準を定める。
- 2 表彰の基準
- (1) 個人の表彰は、単位PTAから市P連までの個人の点数制(基準点×役職年数)とする。
 - (2) 団体の表彰は、年度当初に各ブロックで決定した実践テーマに取り組む単位PTA及び広報紙等においてブロックから推薦があった功績著しい単位PTAとする。
 - (3) 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAも対象とする。
- 3 個人表彰の内申基準
- (1) 個人表彰の基準は、別表1に示す「個人基準点数表」によるものとする。
 - (2) 内申の資格を得るには、別表1の点数表のうち、単位PTAの点数のほか、市P連に関わる役職の点数を加算して総計が20点以上のものとする。
 - (3) 同一年度内の小中学校PTA、または同一組織内の兼務者については、その上位役職の点数のみとする。
 - (4) 市P連とブロックPTAとの兼務者は、市P連の点数のみを適用する。
 - (5) 個人の役職点数については、小・中学校PTAのそれぞれの役職点数を合算することができる。
 - (6) 個人が役職上出席しなければならない会議等の欠席については、審査会において減点の対象とすることがある。
 - (7) 別表1にかかわらず、個人として顕著な功績のあったものは、市P連からの推薦者と市P連会長の推薦するものと合わせて選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。
 - (8) 他都市においての役職も、点数を加算するものとする。
- 4 団体表彰の内申基準

- (1) 市P連（ブロック）の実践発表の単位PTA
 - ア. 年度当初、各ブロックで実践発表に選ばれた単位PTAは、独自のテーマで実践に取り組み、市PTA実践発表会で、その成果を発表するものとする。
- (2) 県P連の研究委嘱を受けた単位PTA
 - ア. 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAは、県P連の研究テーマによる研究実践を積むものとする。
 - イ. 研究委嘱PTAは、次年度に県P連地区研究大会等の機会に、その成果を発表するものとする。
- (3) 上記の(1)(2)の単位PTAは、その全てを履行し、実践の成果が顕著な単位PTAについては審査のうえ表彰するものとする。
- (4) その他、単位PTAとして、その運営、活動等が顕著にして他の模範となるものについて、市P連からの特別推薦のもと、市P連会長の推薦するものとを合わせて、選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。

5 個人基準点数表 (別表1)

点数	役 職 名		
	市 P 連	ブ ロ ッ ク	単 位 P T A
16	会 長		
14	副会長、委員長		
12	書 記、会 計		会 長
10	理 事、監 事	ブ ロ ッ ク 長	
8	顧 問		副会長、書記、会計、子育て委員
7			監事、(会計) 監査
6	4部会…総務、事業、教育、子育て		委員長(部長)
5		副ブロック長、会計	顧問、相談役
4			副委員長(副部長)等 <副委員長、副部長、書記、会計>
2			委員

岐阜市PTA連合会 慶弔規程

平成26年5月12日 評議員会承認
 令和 5年9月11日 一部改定
 令和 8年3月19日 一部改定

- 第1条 岐阜市PTA連合会(以下「連合会」という。)に属する単位PTAの会長又は連合会の役員、相談役、監事若しくは顧問に慶弔があるときは、連合会は次のとおり処理することができる。
- (1) 死亡 弔慰金(香典) ¥10,000と弔電をおくる。ただし、同等金額の物品にすることもできる。
 - (2) 入院 入院が一週間以上に及ぶ場合は、¥5,000相当の見舞い品をおくり、連合会の役員が見舞う。
- 第2条 連合会に属する単位PTAの会長、連合会の役員、相談役、監事又は顧問員の配偶者若しくは子どもが死亡したときは、連合会は弔慰金¥5,000と弔電をおくることができる。
- 第3条 特別な対応が必要となった場合には、連合会の役員会が対応し、事後に会長会に報告する。ただし、緊急を要する場合は、会長が処理し、事後評議員会へ報告する。

附 則

- 本規程は、平成10年 4月 1日から実施する。
- 2 本規程は、平成26年 2月14日から実施する。
 - 3 本規程は、平成26年 5月14日から実施する。
 - 4 本規程は、令和 6年 4月 1日から実施する。
 - 5 本規約は、令和 8年 3月20日から実施する。